

制度概要

長崎県事業承継特別保証制度（略称：県承継特別）																																																																																	
目 的	県内中小企業の経営者の高齢化が進む中、事業承継段階を迎えた事業者における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求しないことほかをもって、事業承継の促進及び実現に寄与することを目的とする。																																																																																
保証の対象 (資格要件)	<p>県内において事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者。</p> <p>ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る。)から3年以内に保証申込みを行うものに限る。</p> <p>(1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。</p> <p>(2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。</p> <p>(3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする。</p> <p>① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(注2)が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと</p> <p>(注)EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)</p>																																																																																
対 象 資 金	<p>○事業承継を予定する中小企業者(保証の対象の(1)に該当)事業資金であって、保証人(個人に限る。)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。</p> <p>○事業承継を実施した中小企業者(保証の対象の(2)に該当)事業資金であって、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。</p>																																																																																
保証条件	保証限度額	1億円（県事業承継、県特定承継と合算して1億円）																																																																															
	保証期間	10年以内(うち据置1年以内)																																																																															
	返済方法	原則として分割返済																																																																															
	保証形式	証書貸付、手形貸付																																																																															
	担 保	必要に応じて徴求する。																																																																															
	保 証 人	徴求しない。																																																																															
	貸付利率	年1.65%																																																																															
保証料率	基準料率	年 0.45%~1.90% または 年 0.20%~1.15%(※) ※「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の項目のうち、確認が必要とされる項目の全てについて中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターが満たすと判断したときに適用される																																																																															
	適用料率	<p>基準料率が年0.45%~1.90%の場合で、下記に該当する場合は保証料率の割引が適用される。</p> <p>① 会計参与を設置している株式会社の場合は、会計割引(△0.10%)を適用する。 ② 物的担保の提供がある場合は、有担保割引(△0.10%)を適用する。</p>																																																																															
	保証料補助	<p>○一律0.40%(ただし保証料率区分9については0.36%)の範囲内で補助を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準料率</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>1.50%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>0.95%</td> <td>0.75%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準料率が年0.20%~1.15%の保証について、0.20%~0.40%を県が補助する</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準料率</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.85%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>5.00%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>0.75%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> <td>4.60%</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	補助率	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	事業者負担	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.05%	区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	基準料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	5.00%	0.40%	0.30%	0.20%	補助率	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.30%	0.20%	事業者負担	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.20%	4.60%	0.00%	0.00%
区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																								
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																																																								
補助率	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%																																																																								
事業者負担	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.05%																																																																								
区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																								
基準料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	5.00%	0.40%	0.30%	0.20%																																																																								
補助率	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.30%	0.20%																																																																								
事業者負担	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.20%	4.60%	0.00%	0.00%	0.00%																																																																								
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象																																																																																
取扱金融機関	商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合																																																																																
添 付 書 類	<p>次の①から③は提出が必要。④から⑥は必要に応じて提出する。</p> <p>① 事業承継計画書 ② 財務要件等確認書 ③ 県税の納税証明書(未納がない旨のもの) ④ 借換債務等確認書 ※既往借入金を借り換える場合 ⑤ 他行借換依頼書兼確認書 ※既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含む場合 ⑥ ガバナンス体制の整備に関するチェックシート ※年0.20%~1.15%の保証料率を適用する場合</p>																																																																																
実 施 日	令和 7年 4月 1日 創設																																																																																